

1997年3月6日  
(平成9年)

藤沢市教育委員会  
教育長 松井芳子様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

片瀬公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1997年（平成9年）2月25日付で諮問された、片瀬公民館使用許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- (1) 当公民館は、社会教育事業の一環として、サークル活動等を行っている市民からの公民館使用申請書に基づき、公民館使用許可業務（以下「本業務」という。）を行っている。
- (2) 現在、本館では、本業務を手作業で行っており、更に分館が新設されることに伴い、両施設の市民からの使用申請の手続きや問い合わせに対し、迅速かつ正確に対応する必要性が生じている。
- (3) 本業務をコンピュータ化することにより、本館、分館どちらでも両施設の使用申請手続きや、使用状況及び予約状況の確認ができ、また使用状況の統計業務も容易にできるようになるため、市民サービスの向上と事務の効率化が図られる。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- (1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、市民からの公民館使用申請や問い合わせに対し、円滑な事務処理や正確な情報提供を行うために、施設の使用状況や予約状況を迅速かつ正確に把握する必要がある。また、両施設とも組織上一体となっている施設であり、利用する市民の利便性を考慮すれば、どちらでも使用申請手続き等に応じられる必要がある。しかし、本業務を手作業で行うことは困難であり、市民サービスはもとより、事務の効率化を図るためにも、コンピュータを利用する必要性は認められる。

(2) 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、団体名、代表者氏名、住所、電話番号、社会活動、趣味となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

(3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課においてホストコンピュータと端末機を接続するため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 本業務の処理に当たっては、個人情報の適正な取扱い及び安全確保のために必要な事項を定めた「片瀬公民館使用許可業務個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上